

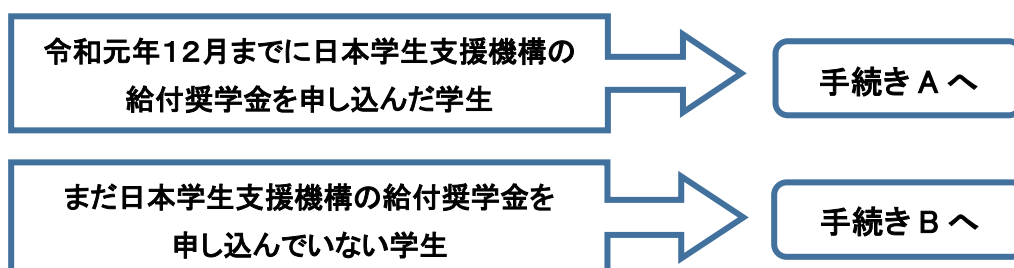
授業料等減免希望者の手続きについて(変更のお知らせ)

4月1日発送の前期学納金の振込依頼書に同封した「授業料等減免希望者の手続きについて」は、新型コロナウイルス感染症拡大影響の考慮により、書類の提出期限やガイダンス開催日時を変更しましたので、お知らせいたします。

新減免制度は、日本学生支援機構の新たな 給付奨学金 を受給している学生が対象となります。

* **給付奨学金**は、貸与型の奨学金とは異なり、返還不要の奨学金です。

また、給付奨学金の申し込みをしていない学生は、ガイダンスに出席し、手続きを行ってください。



手続き A 【令和元年12月までに日本学生支援機構の給付奨学金を申し込んだ学生】

給付奨学金の採用結果が出るまで(5月予定)、前期学納金の納入期限を延期する手続きを行います。

- ① 「授業料等納入延期許可願」を庶務課に提出(提出期限:5月22日(金))
- ② 給付奨学金の採用結果が出しだい、大学から減免認定通知書と支援区分に合わせた学納金の振込依頼書を送付します。
- ③ 振込依頼書の期限内に、前期学納金を納入してください。

手続き B 【まだ日本学生支援機構の給付奨学金に申し込んでいない学生】

5月に給付奨学金の申し込みをする者は、結果が出るまで(7月予定)、前期学納金の納入期限を延期する手続きを行います。

- ① 奨学金のガイダンス(5月11日(月)・12日(火)12:15~いずれか)に出席し、給付奨学金の申込手続きを行う。(②③の書類を配布します。)
- ② 「授業料等納入延期許可願」を記入・捺印し提出(提出期限:5月22日(金))。
- ③ 「授業料等減免申請書」を庶務課窓口に提出(提出期限:5月29日(金))。
- ④ 給付奨学金の採用結果が出しだい、大学から減免認定通知書と支援区分に合わせた学納金の振込依頼書を送付します。
- ⑤ 振込依頼書の期限内(7月下旬予定)に、前期学納金を納入してください。

*すでに前期学納金を納入いただいている場合は、減免分を後日返金致します。

「給付奨学金」についての問合せ 学務課:043-253-9115

「減免制度」についての問合せ 庶務課:043-253-9118